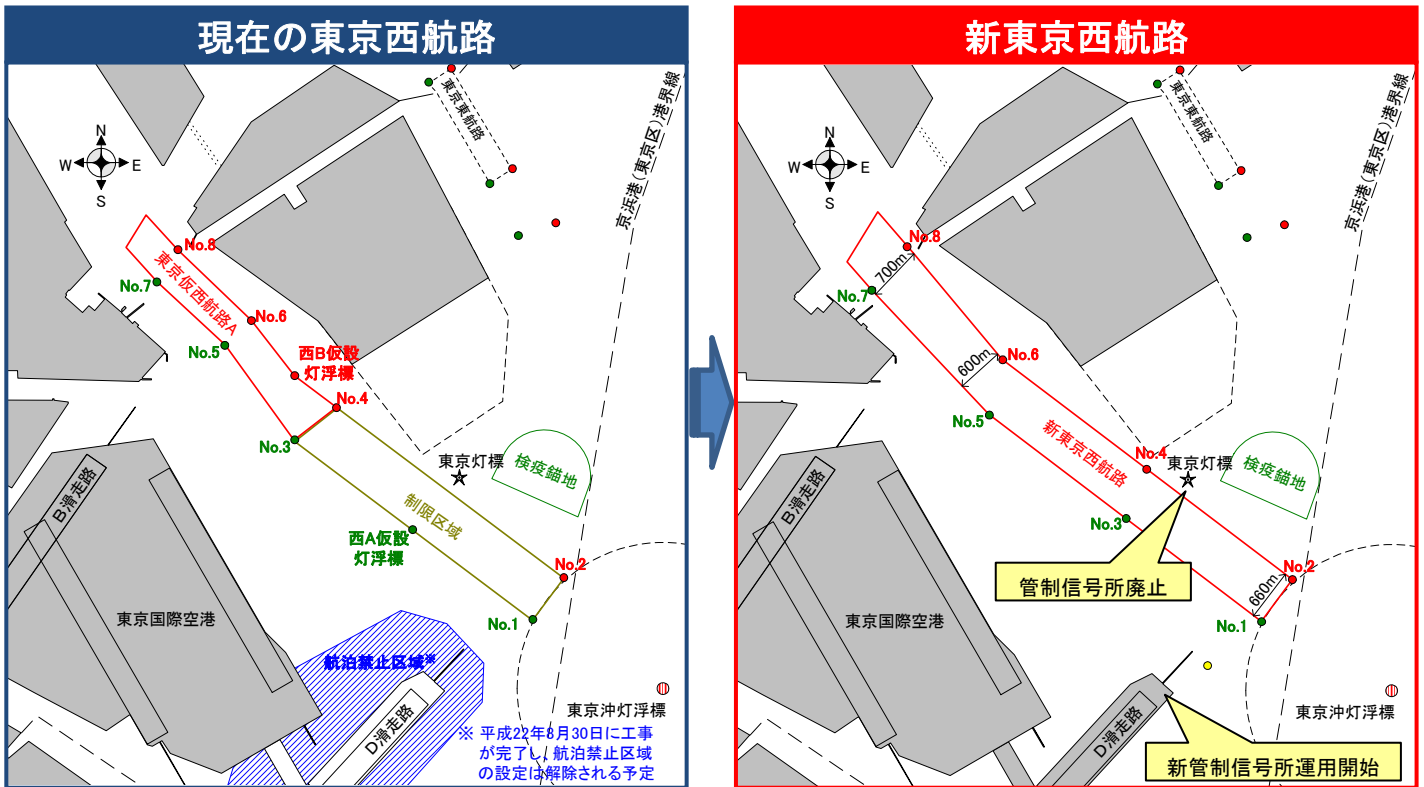


新たな港内交通管制の導入について

(東京西航路・東京東航路)

AIS(船舶自動識別装置)を活用した効率的な港内交通管制を目指し、平成22年10月1日から、東京西航路と東京東航路(京浜港)において実施されている港内交通管制の基準および運用方法が変更されます。

I. 制限区域が廃止され、東京西航路の形状が変更されます(下図参照)。なお、東京東航路の形状は現状から変更はありません。



II. 管制船^{※1}および管制対象船^{※2}の基準が、「総トン数」から「長さ(全長)」に変更されます。(下表参照)

※1 管制船: 管制信号が入航信号(I)もしくは出航信号(O)でのみ航路を航行できる一定以上の大きさの船舶
 ※2 管制対象船: 管制船が航路を入出航する際に行き会いが制限(港長が認めた船舶を除く)される一定以上の大きさの船舶

航路	船舶	これまでの基準	新しい基準
東京西航路	管制船	25,000GT以上 (油送船 1,000GT以上)	全長300m以上 (油送船 5,000GT以上)
	管制対象船	500GT以上	全長100m以上
東京東航路	管制船	5,000GT以上 (油送船 1,000GT以上)	全長150m以上 (油送船 1,000GT以上)
	管制対象船	500GT以上	全長50m以上 ただし、500GT未満は除く

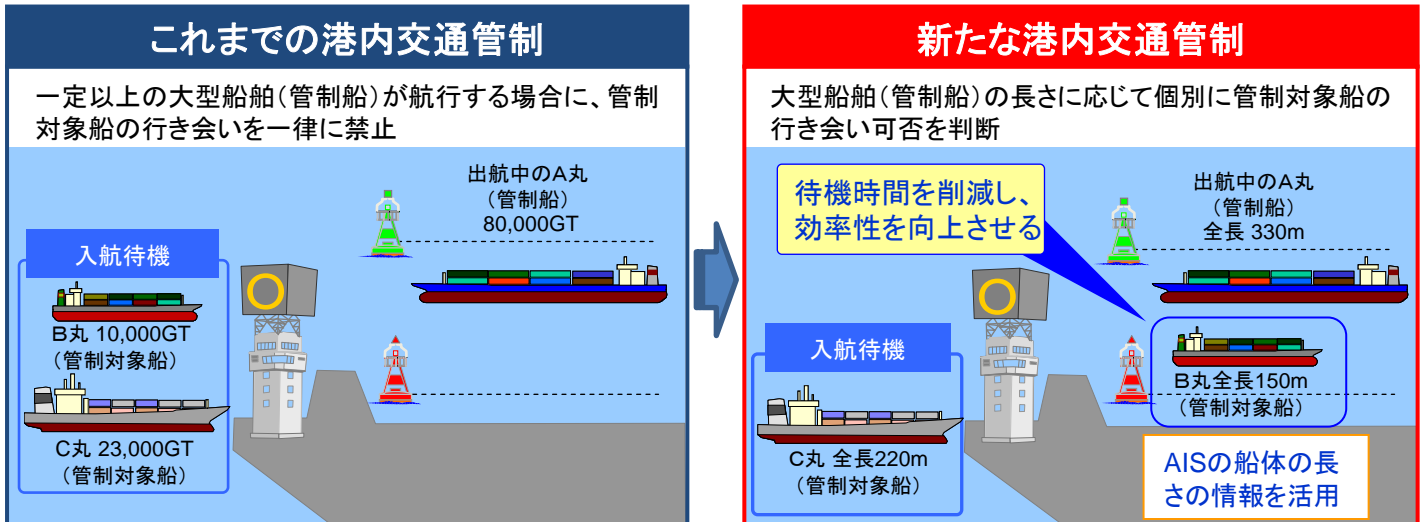
(裏面に続く)

お問い合わせ先

東京海上保安部 港内交通管制室
 電話: 03-5500-0769

III. 航路の浚渫工事完了後、東京西航路では、船の長さ(全長)に応じ、一定の実施条件のもと、港長が認めた管制対象船は、出航信号(O)時であっても入航、あるいは入航信号(I)時であっても出航することが可能となります。(下図参照)

※東京東航路では、これまでと同様、管制対象船は一律に行き会いが制限されます。



これまでの港内交通管制は、一定以上の大型船舶(管制船)が航路を航行する場合、管制対象船の行き会いを一律に制限していましたが、新たな港内交通管制では、大型船舶(管制船)の長さ(全長)に応じて、行き会いできる船舶(管制対象船)の大きさを港長が個別に判断することとなります。

これにより、これまで管制信号に従って待機していた船舶(管制対象船)は、条件次第で航路の航行が可能となり、管制信号による待機時間を削減することができます。

IV. 船の大きさに応じた行き会い管制の手順

- ① 管制船の入出航予定は、東京海上保安部MICS(沿岸域情報提供システム)で確認することができます。
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyo/>
- ② 管制船の入出航が予定されている時間に航路での行き会い(管制)を希望する船舶(管制対象船)は、**希望する入出航予定の1時間前から航行開始までの間に**、直接または代理店等を通じて下記のいずれかの手段で、東京海上保安部港内交通管制室に申し込んでください。
 - ◇電話 : 03-5500-0769
 - ◇FAX : 03-5500-0595
 - ◇電子申請 : Sea-NACCS
 - ◇VHF : CH16、CH12 呼び出し名称「よこはまこうないほあん」※

※京浜港では、東京区、横浜区および川崎区で共通の呼び出し名称が使用されています。
- ③ 申し込みを受けた港長は、管制船と管制対象船の航路内での行き会いの可否について判定します。その結果は、**AISメッセージ**により通知されます。管制対象船は、**AISメッセージ**を確認のうえ、航路を航行してください。

V. 必要に応じてVHF等により連絡がありますので、AISメッセージの確認に加え、VHFの聴取を励行してください。

VI. 東京西航路内において、管制船と管制対象船の航路内での行き会いは、次の条件下で行います。

- ア. AIS情報が港内交通管制室で正常に確認できていること
- イ. 管制対象船の全長 l [m]が次の条件式を満たすこと
 $l \leq 1200 - 3 \times L$ (L: 管制船の全長[m])
- ウ. 午前8時30分～午後3時00分までの時間帯であること
- エ. 気象は、風速15m/s未満、かつ、視程1海里以上であること
- オ. 管制船が油送船以外の船舶であること
- カ. 管制船と管制対象船の行き会いが1船対1船で行われること

※港長が危険と判断した場合は、上記条件を満たしていても航路航行が認められない場合があります。

鹿島水路の管制基準と運用方法

管制船と管制対象船の大きさの変更

- ① 管制船の大きさが、これまでの「**総トン数15,000トン以上の船舶**」から、「**全長190m以上の船舶**」に変更されます。(油送船については、これまでどおり「総トン数1,000トン以上」で変更はありません。)



- ② 管制対象船の大きさが「**総トン数1,000トン以上**」から「**全長70m以上**」に変更されます。ただし、総トン数1,000トン未満の船舶は、全長70m以上であっても管制対象船から除外されます。

船の大きさに応じた行き会い管制の受付手順

- ① 管制船の入出航予定は、茨城海上保安部 MICS (沿岸域情報提供システム) で確認することができます。
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/ibaraki/kashima/safety.htm>
- ② 管制船の入出航が予定されている時間に水路での行き会い(管制)を希望する船舶(管制対象船)は、事前に、直接または代理店等を通じて下記のいずれかの手段で、鹿島海上保安署港内交通管制に申し込んでください。
◆ 電話 : 0299-92-2602 ◆ FAX : 0299-92-2602
◆ 電子申請 : Sea-NACCS ◆ VHF : CH16, CH12 呼び出し名称「かしまこうないほあん」
- ③ 申込みを受けた港長は、管制船と管制対象船の水路内での行き会いの可否について判定します。
その結果は、**AISメッセージ**により通知されます。
管制対象船は、**AISメッセージ**を確認のうえ、水路を航行してください。

船の大きさに応じた行き会い管制の実施条件

管制船と管制対象船の航路内での行き会いは、次の条件下で行います。

- ア. AIS 情報が港内交通管制で正常に確認できていること
イ. 管制対象船の全長 l [m] が次の条件式を満たすこと
 $l \leq 760 - 3 \times L$ (L : 管制船の全長 [m])
ウ. 午前 11 時から午後 3 時までの時間帯であること
エ. 気象は、風速 12m/s 未満、かつ、視程 1 海里以上であること
オ. 管制船が油送船以外の船舶であること

※港長が危険と判断した場合は、上記条件を満たしていても水路航行が認められない場合があります。

お問い合わせ先

鹿島海上保安署 港内交通管制 電話 : 0299-92-2602

新たな港内交通管制の導入について

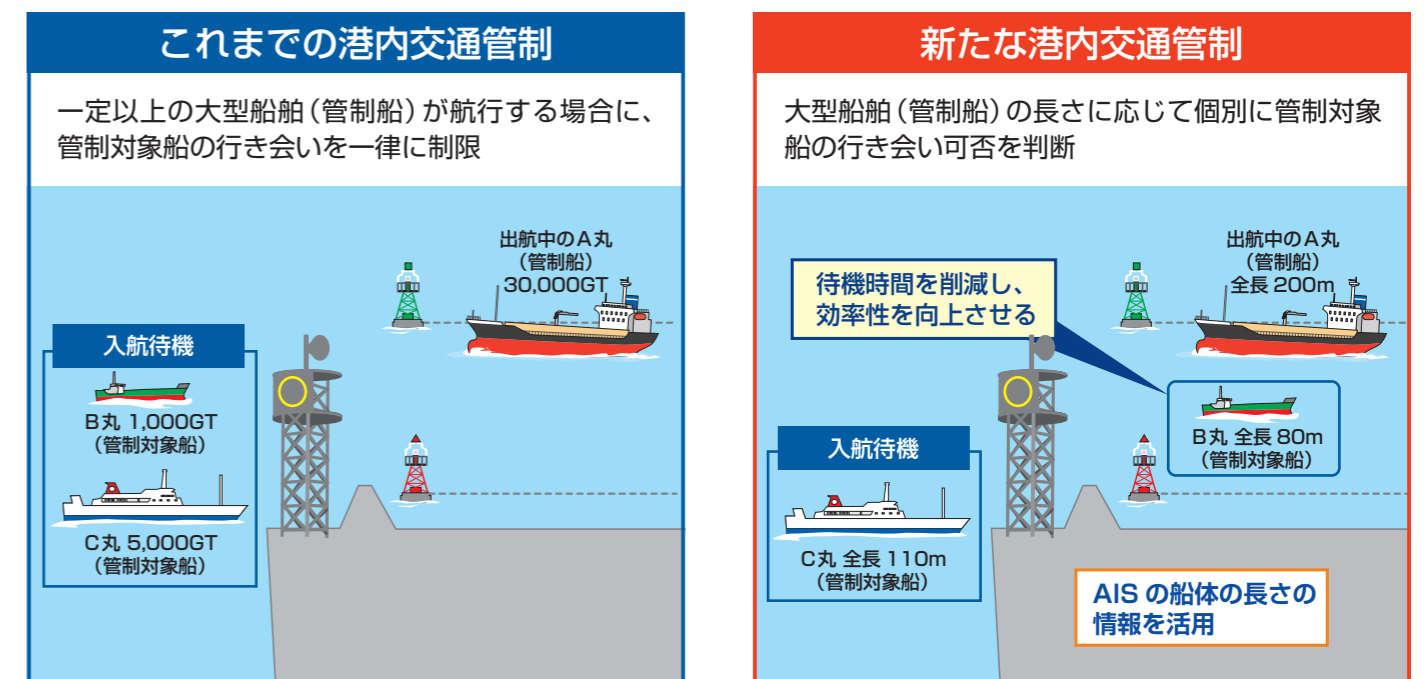
AIS (船舶自動識別装置) を活用した効率的な港内交通管制を目指し、**平成22年7月1日から、横浜航路(京浜港)、千葉航路・市原航路(千葉港)および鹿島水路(鹿島港)において実施されている港内交通管制の基準および運用方法が変更されます。**

- I. 管制船^{*1} および管制対象船^{*2} の基準が、「**総トン数**」から「**長さ(全長)**」に変更されます。

※1 管制船 : 管制信号が入航信号(I)もしくは出航信号(O)でのみ航路を航行できる一定以上の大きさの船舶
※2 管制対象船 : 管制船が航路を入出航する際に行き会いが制限(港長が認めた船舶を除く)される一定以上の大きさの船舶

- II. **船の長さ(全長)に応じ、一定の実施条件のもと、港長が認めた管制対象船は、出航信号(O)時であっても入航、あるいは入航信号(I)時であっても出航することが可能となります。**(下図参照)

図 船の大きさに応じた行き会い管制



これまでの港内交通管制は、一定以上の大型船舶(管制船)が航路(水路)を航行する場合、管制対象船の行き会いを一律に制限していましたが、新たな港内交通管制では、大型船舶(管制船)の長さ(全長)に応じて、行き会いできる船舶(管制対象船)の大きさを港長が個別に判断することとなります。

これにより、これまで管制信号に従って待機していた船舶(管制対象船)は、条件次第で航路(水路)の航行が可能となり、管制信号による待機時間を削減することができます。

- III. 港長が航路(水路)航行を認めた旨の通知は、**AISメッセージ**によって行われます。また、必要に応じてVHF等により連絡がありますので、AISによる**情報提供の確認**に加え、**VHFの聴取を励行**してください。

発行者

第三管区海上保安本部 交通部 安全課 電話:045-211-1118(代)

横浜航路の管制基準と運用方法

管制船と管制対象船の大きさの変更

- ① 管制船の大きさが、これまでの「**総トン数15,000トン以上の船舶**」から、「**全長160m以上の船舶**」に変更されます。(油送船については、これまでどおり「総トン数1,000トン以上」で変更はありません。)



- ② 管制対象船の大きさが「**総トン数500トン以上**」から「**全長50m以上**」に変更されます。ただし、総トン数500トン未満の船舶は、全長50m以上であっても管制対象船から除外されます。

船の大きさに応じた行き会い管制の受付手順

- ① 管制船の入出航予定は、横浜海上保安部 MICS (沿岸域情報提供システム) で確認することができます。
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/yokohama/>
- ② 管制船の入出航が予定されている時間に航路での行き会い(管制)を希望する船舶(管制対象船)は、希望する入出航予定の1時間前から航行開始までの間に、直接または代理店等を通じて下記のいずれかの手段で、横浜海上保安部港内交通管制室に申し込んでください。
 - ◆ 電話 : 045-621-5957 ◆ FAX : 045-623-5045
 - ◆ 電子申請 : Sea-NACCS ◆ VHF : CH16, CH12 呼び出し名称「よこはまこうないほあん」
- ③ 申込みを受けた港長は、管制船と管制対象船の航路内での行き会いの可否について判定します。
その結果は、**AISメッセージ**により通知されます。
管制対象船は、**AISメッセージ**を確認のうえ、航路を航行してください。

船の大きさに応じた行き会い管制の実施条件

管制船と管制対象船の航路内での行き会いは、次の条件下で行います。

- ア . AIS 情報が港内交通管制室で正常に確認できていること
- イ . 管制対象船の全長 ℓ [m] が次の条件式を満たすこと $\ell \leq 640 - 3 \times L$ (L : 管制船の全長 [m])
- ウ . 午前 10 時から午後 2 時までの時間帯であること
- エ . 気象は、風速 15m/s 未満、かつ、視程 1 海里以上であること
- オ . 管制船が油送船以外の船舶であること
- カ . 本牧ふ頭もしくは大黒ふ頭に出入りする船舶以外であること
- キ . 管制船と管制対象船の行き会いが 1 船対 1 船で行われること

※港長が危険と判断した場合は、上記条件を満たしていても航路航行が認められない場合があります。

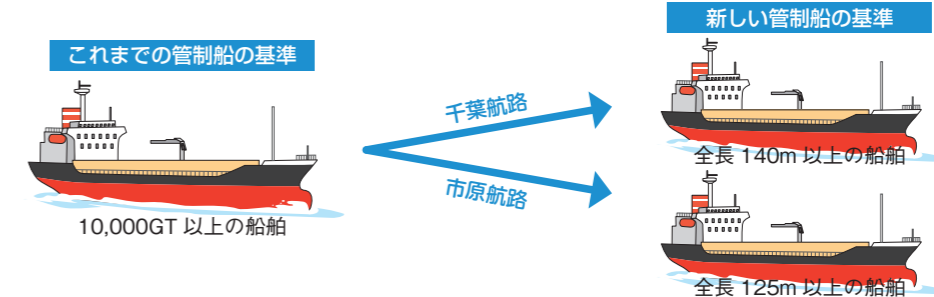
お問い合わせ先

横浜海上保安部 港内交通管制室 電話 : 045-621-5957

千葉航路・市原航路の管制基準と運用方法

管制船と管制対象船の大きさの変更

- ① 管制船の大きさが、これまでの「**総トン数10,000トン以上の船舶**」から、**千葉航路は「全長140m以上の船舶」、市原航路は「全長125m以上の船舶」**に変更されます。(油送船については、これまでどおり「総トン数1,000トン以上」で変更はありません。)



- ② 管制対象船の大きさが「**総トン数500トン以上**」から「**全長50m以上**」に変更されます。ただし、総トン数500トン未満の船舶は、全長50m以上であっても管制対象船から除外されます。

船の大きさに応じた行き会い管制の受付手順

- ① 管制船の入出航予定は、千葉海上保安部 MICS (沿岸域情報提供システム) で確認することができます。
URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/chiba/>
- ② 管制船の入出航が予定されている時間に航路での行き会い(管制)を希望する船舶(管制対象船)は、管制船の入出航予定時刻の1時間前以降に、直接または代理店等を通じて下記のいずれかの手段で、千葉港海上保安部港内交通管制室に申し込んでください。
 - ◆ 電話 : 043-242-0009 ◆ FAX : 043-242-0013 ◆ 電子申請 : Sea-NACCS
 - ◆ VHF : CH16, CH12 呼び出し名称「ちばこうないほあん」
- ③ 申込みを受けた港長は、管制船と管制対象船の航路内での行き会いの可否について判定します。
その結果は、**AISメッセージ**により通知されます。
管制対象船は、**AISメッセージ**を確認のうえ、航路を航行してください。

船の大きさに応じた行き会い管制の実施条件

管制船と管制対象船の航路内での行き会いは、次の条件下で行います。

- ア . AIS 情報が港内交通管制室で正常に確認できていること
- イ . 管制対象船の全長 ℓ [m] が次の条件式を満たすこと
千葉航路の場合 : $\ell \leq 560 - 3 \times L$ 市原航路の場合 : $\ell \leq 500 - 3 \times L$ (L : 管制船の全長 [m])
- ウ . 午前 10 時 30 分~午後 3 時 30 分までの時間帯であること
- エ . 気象は、風速 15m/s 未満、かつ、視程 1,000m 以上であること
- オ . 管制船が油送船以外の船舶であること
- カ . 千葉航路においては、新港地区に出入りする船舶以外であること
- キ . 管制船と管制対象船の行き会いが 1 船対 1 船で行われること

※港長が危険と判断した場合は、上記条件を満たしていても航路航行が認められない場合があります。

お問い合わせ先

千葉海上保安部 港内交通管制室 電話 : 043-242-0009